

第 29 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和4年12月2日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第95号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第96号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第31号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹
6、会議録署名者	10番 田中 豊雄 委員、11番 田中 宣行 委員
7、欠席委員	—
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 29 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、10 番 田中 豊雄 委員、11 番 田中 宣行 委員を指名します。 それでは、議第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (朗読)
議 長	別添資料は 1 ページから 12 ページまでをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、7 番 山口 由美子 委員 説明願います。
7 番 山口委員	7 番 山口です。

	<p>1号事案の説明をします。資料の5-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、津橋公民館から東へ300mのところ。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細としては、譲受人は建設業を営んでおり、資材・工事用車両などを本社敷地内に保管しております。業務拡大につれ資材や工事用車両が増え現在の場所のみでは、不足してきました。申請地は本社から近く利便性も高いため購入することに致しました。譲渡人は農地の維持管理が困難なため売却することに致しました。</p> <p>利用期間は、許可のあった日から永年です。倉庫は建設済みで、倉庫の取得費は土地取得費に含まれています。現況のまま資材置場として、利用します。この倉庫については、昭和45年5月に自宅を建設した際に申請地に倉庫を建設しました。農地法の許可を得ることなく倉庫として利用していたことについては、十分反省しております。今後は農地法を遵守し同様の行為はしないよう気を付けて参ります。という始末書が譲渡人より出ています。</p> <p>資金調達は全て自己資金で行います。土地利用計画図・誓約書・通帳の写し・履歴事項全部証明書・会社の定款・委任状・代替地の検討資料を確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等、の被害防除施設の概要は北側は道、東側は宅地及び山林、西側は田、南側は道です。11月25日に現地確認により行いました。雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一周辺に被害等を及ぼした場合は自己責任で解決します。</p> <p>以上から1号事案の申請については、問題ないと思います。皆さんの審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより審議に入ります。質疑ありますか。</p>
	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれかにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>

<p>6番 鍵谷委員</p>	<p>6番鍵谷です。2号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-2をご覧ください。 申請地の場所は、伏見小学校校門より西に約300mのところ です。 転用の目的は、宅地分譲2区画です。権利を設定し移転しようとする事由の詳細は、譲受人は申請地を取得して造成し、宅地分譲としての不動産取引を行いたく申請しました。譲受人は高齢で耕作が困難となり、譲受人の要望を受託しました。 転用することによって生ずる土地等の概要は、北側・東側は水路、南側は畑、西側は水路・道路となっています。 周辺境界にはコンクリートブロック壁を施工し、土砂の流出を防止します。雨水は道路側溝に流水、汚水は下水道に接続させます。 添付書類については、土地利用計画図・誓約書・ご融資提案書・隣地承諾書・可児土地改良区意見書・委任状・現在事項全部証明書・定款については確認しました。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、11月25日に現地確認を行いました。 以上のことから2号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分については、都市計画法8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
<p>6番 鍵谷委員</p>	<p>6番 鍵谷です。3号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-3をご覧ください。 申請地の場所はアカシアクリニックより西に約200mのところ です。 転用の目的は、宅地分譲3区画です。権利を設定し、又は移転</p>

	<p>しようとする事由の詳細は譲受人は申請地を取得して造成し、宅地分譲としての不動産取引を行いたく申請しました。譲渡人は高齢で耕作が困難となり、譲受人の要望を受託した。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地等の概要は、東側は譲渡人所有の土地、北側・西側・北側は道路となっています。</p> <p>周辺境界にはコンクリートブロック壁を施工し、土砂の流出を防止します。雨水は道路側溝に流水、汚水は下水道に接続させます。</p> <p>添付書類については、土地利用計画図・誓約書・貯金通帳の写し2通・委任状・現在全部事項証明書・定款については確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については11月25日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから3号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷委員	<p>6番 鍵谷です。4号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-4をご覧ください。</p> <p>申請地の場所はアカシアクリニックより西に約200mのところ です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅（庭）です。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は付近の土地が立ち始めると自己所有地との距離が狭くなるのを避けるため申請地を譲り受け、植栽を移動させ住宅敷地741.78㎡と一体利用地する。譲渡人は譲受人の要望を受諾しました。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地等の概要は、北側は畑、東側は宅地、南側は道路、西側は譲渡人所有の畑となってい</p>

	<p>ます。周辺境界には、コンクリートブロック壁を施工し土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透、汚水は発生しません。</p> <p>添付書類については、土地利用計画図・誓約書・通帳の写し・隣地承諾書・測量図・委任状については確認しました。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の概要については 11 月 25 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 4 号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、水管、下水管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地から概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共投資または公益的施設が存するため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第 96 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4 ページをご覧ください。議第 96 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 13 ページから 16 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、7 番 山口 由美子 委員 説明願います。</p>

7番 山口委員	<p>7番 山口です。</p> <p>1号事案の説明をします。資料の3-1をご覧ください。申請地の場所は津橋公民館から東へ300mのところ。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は譲渡人は会社勤めで、耕作の時間が確保できず申請地の耕作が困難なため、売却を検討していました。譲受人は御嵩町内で複数の農地で耕作を行っており、営農の拡大のため申請地を購入することとなりました。</p> <p>世帯員の状況、農機具の保有状況、営農計画、誓約書、委任状を確認しました。現地の確認を11月18日に行いました。1号事案の申請に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
山本推進委員	<p>11月18日に現地確認を行いました。農地の草刈り等もされており、問題はなにもないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について、7番 山口 由美子 委員 説明願います。</p>
7番 山口委員	<p>7番 山口です。2号事案の説明をします。資料の3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は津橋公民館より東へ300mのところ。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は譲渡人は会社勤めで耕作の時間が確保できず申請地の耕作が困難なため、売却を検討していました。譲受人は御嵩町内で複数の農地で耕作をしており、営農の拡大のため申請地を購入することとなりました。</p> <p>世帯員の状況、農機具の保有状況、営農計画、誓約書、委任状を確認しました。現地の確認を11月18日に行いました。2号事案の申請に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。</p>

	<p>気になる点などありましたら説明願います。</p>
山本推進委員	<p>先ほどの1号事案の隣の農地ですが、草刈り等の管理がされていなかったので、何ら問題ないと思います。皆さんの審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。</p>
事務局	<p>次に報第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>6ページをご覧ください。報第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定によるとd委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

10 番

11 番
